

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年11月12日

水 曜 日

第 3836 号

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定の解除予定 1
- 土地改良区の定款変更の認可 2

### 公安委員会告示

- 富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正

### 公 告

- 物品等の売却に係る一般競争入札の実施 3
- 富山県立中央病院の物品等調達に係る一般競争入札の実施 6
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 10
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 11

## 告 示

### 富山県告示第477号

#### 保安林の指定の解除予定について

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成26年11月12日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 解除予定保安林の所在場所

富山県魚津市小川寺字所谷2315の1（次の図に示す部分に限る。）

#### 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

#### 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県農林水産部森林政策課び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 富山県告示第478号

土地改良区の定款変更の認可について

小矢部市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成26年11月 6 日認可した。

平成26年11月12日

富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県公安委員会告示第153号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成26年11月14日から施行する。

平成26年11月12日

富山県公安委員会

委員長 高 木 繁 雄

## 別表第 1 (3)一方通行

高岡市の項第 233号の次に次の 6 号を加える。

234	高岡市佐野 587-1 南方県道高岡環状線分岐点から同市泉が丘 514-2 南方県道高岡環状線合流地点までに至る南側の県道高岡環状線は、同順路の進行方向の一方通行とする。	590	終日	車両	
235	高岡市泉が丘 514-2 南方県道高岡環状線分岐点から同市佐野 587-1 南方県道高岡環状線合流地点までに至る北側の県道高岡環状線は、同順路の進行方向の一方通行とする。	594	終日	車両	
236	高岡市石塚 205南方県道高岡環状線分岐地点から同市六家 744-1 先高岡インター入口交差点までに至る南側の県道高岡環状線は、同順路の進行方向の一方通行とする。	805	終日	車両	
237	高岡市六家 744-1 先高岡インター入口交差点から同市石塚 205南方県道高岡環状線合流地点までに至る北側の県道高岡環状線は、同順路の進行方向の一方通行とする。	817	終日	車両	

238	高岡市内島 7 高速道路交通警察隊高岡分駐所先流出入分岐地点から同市六家 744-1 先高岡インター入口交差点までに至る能越自動車道高岡インターチェンジランプウェイは、同順路の進行方向の一方通行とする。	448	終日	自動車	
239	高岡市六家 744-1 先高岡インター入口交差点から同市内島 7 高速道路交通警察隊高岡分駐所先流出入分岐地点までに至る高岡インターチェンジランプウェイは、同順路の進行方向の一方通行とする。	385	終日	自動車	

別表第 4 (1)普通自転車の歩道通行可

高岡市の項第31号を次のように改める。

31	県道 高岡環状線	高岡市六家 744-1 先 高岡インター入口交差点か ら同 二塚 303-1 先 二塚交差点まで	4,500	終日	両側	
----	-------------	---	-------	----	----	--

別表第 5 最高速度

高岡市の項第 378号を次のように改める。

378	県道 高岡環状線	高岡市六家 744-1 先 高岡インター入口交差点か ら同 二塚 303-1 先 二塚交差点まで	4,500	終日	50	
-----	-------------	---	-------	----	----	--

高岡市の項第 449号の次に次の 1 号を加える

450	自動車専用 道路 一般国道 470号線 (能越自動 車道)	高岡市六家 744-1 先 高岡インター入口交差点西 側から 同 内島 7 高速道路交通警察隊高岡分 駐所先流出入分岐点まで	448	終日	40	
-----	--	---	-----	----	----	--

別表第 8 (1)車両の駐車禁止

高岡市の項第 250号を次のように改める。

250	県道 高岡環状線	高岡市六家 744-1 先 高岡インター入口交差点か ら同 二塚 303-1 先 二塚交差点まで	4,500	終日		
-----	-------------	---	-------	----	--	--

~~~~~  
公 告  
~~~~~

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令

(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年11月12日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 入札に付する事項

### (1) 売却物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車 (2.6m級)	1台
イ ロータリ除雪車 (2.6m級)	1台
ウ 除雪トラック (7t級)	1台

### (2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

### (3) 引渡期限

平成27年1月14日

### (4) 引渡場所

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は当該売却物品等を直接自己の事業目的に使用する者であること。
- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

## 3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便(4の(3)の提出期限までに必着とすること。)により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

## 4 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

## 富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

## (2) 入札説明書の交付方法

平成26年11月12日から同年11月26日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

## (3) 入札参加申込書の提出期限

平成26年11月28日 午後5時15分

## 5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

## 6 入札及び開札の日時、場所等

## (1) 入札及び開札日時

ア 平成26年12月8日 午前10時

イ 平成26年12月8日 午前10時15分

ウ 平成26年12月8日 午前10時30分

## (2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

## (3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

## 7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

## 8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

## 9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

## 11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

## 富山県立中央病院の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県立中央病院の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成 26 年 11 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量

超音波診断装置（外科・泌尿器科・整形外科・小児外科・麻酔科） 6 式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成27年3月1日から平成33年2月28日まで（72箇月）

（地方自治法第 234条の 3に基づく長期継続契約）

(4) 借入場所

富山市西長江二丁目 2 番78号 富山県立中央病院

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第 163号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、Aの等級に格付けされている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第 163号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8550 富山市西長江二丁目 2 番78号

富山県立中央病院経営管理課用度係

電話 076-491-7114

(2) 入札説明書の交付方法

平成26年11月12日から同年12月8日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに、(1)の場所において希望者に無料で交付する。

なお、郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4版が入る返信用封筒（郵便番号、住所及び宛先を明記すること。）に140円分の郵便切手を添付して、(1)の機関に申し込むこと。

(3) 入札書の提出期限

平成26年12月15日 午後5時15分まで

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成26年12月24日 午後2時

(2) 開札場所 〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号  
富山県立中央病院会議室51

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札



## 8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の契約期間全体の総額の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札執行事務に係るのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Ultrasonic diagnostic equipment ( Surgery / Urology / Orthopedic Surgery / Pediatric surgery / Anesthesiology ), 6 sets
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on December 15, 2014
- (3) Contact point for notification:  
Address at which the necessary documents and information may be obtained:  
Property Administration Division, Toyama Prefectural Central Hospital 2-78  
Nishinagae 2-chome, Toyama-shi, Toyama Pref, 930-8550, Japan  
Telephone: 076-491-7114

#### 特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月12日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日  
平成26年10月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人富山情報技術支援団体
- 3 代表者の氏名  
川上 慶
- 4 主たる事務所の所在地  
富山県魚津市吉野 320番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民に対して、情報技術を用いた生活の向上に関する事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年11月12日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 店舗の名称及び所在地**

（仮称）イオンモール砺波

砺波市中神土地区画整理事業地内31街区31-1 ほか20筆

**2 店舗を設置する者 イオンモール株式会社****3 店舗において小売業を行う者 イオンリテール株式会社 ほか****4 新設の日 平成27年6月30日****5 店舗面積の合計 25,777㎡****6 店舗の施設の配置に関する事項**

（1）駐車場の位置及び収容台数 建物外周ほか 1,728台

（2）駐輪場の位置及び収容台数 建物北西側ほか 247台

（3）荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側ほか 260㎡

（4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内1階南西側ほか 173.329㎡

**7 店舗の施設の運営方法に関する事項**

（1）小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間 ほか

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間 ほか

（3）駐車場の自動車の出入口の数及び位置 17箇所 敷地北西側ほか

（4）荷さばきを行うことができる時間帯 24時間 ほか

**8 届出の日 平成26年10月31日****9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課****10 縦覧期間 平成26年11月12日から平成27年3月12日まで****11 その他**

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、

---

縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由